

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡浜市長 大城一郎

市町村名 (市町村コード)	八幡浜市 (38204)
地域名 (地域内農業集落名)	宮内 (清水町、駄場、西之河内、鼓尾、枇杷谷、両家、里、舟来谷、大竹)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・概ね耕作・維持管理ができていた農家が多いが、後継者の確保が難航しているところもあり放任園が増加しつつある。
・高齢化が進んでいる(鼓尾・枇杷谷)。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ブランド力の維持向上のため、特に優良園地の荒廃を地域ぐるみで防止する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	353.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	353.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の中心となる経営体のほか、入り作を希望する認定農業者の受入れする。 ・農業委員、農地利用最適化推進委員の農地あっせん等による農地集積体制の維持。 ・農地流動化委員会の復活。(受け手、出し手の早期把握に繋がる。) ・必要に応じた中間管理機構の活用。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業のほか、機構が実施する担い手の確保・育成のための研修制度を積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・対象地があれば今後検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・産地の維持、ブランド力のさらなる向上のため、地域ぐるみで、担い手の確保・育成、農産品の高品質化、高付加価値化等に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ具体的な取組み予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害防止対策の継続。捕獲者の確保、育成。
- ・ハンターと農家との連携した取組。シカ対策の検討。